

春の叙勲・褒章

平成十八年春の叙勲・褒章が四月二十九日に発表されました。葉山では次の方が受章されました。おめでとうございます。

瑞宝中綬章

加藤 清志さん



防衛大 学校名譽教授。日 本大学研 究所教授、 裁判鑑定 人歴任。

現在は日本大学大学院講師、東京防衛施設局審議会会長。教育研究の功労で受章されました。

瑞宝単光章

山中 武文さん



元海上 自衛官。 艦艇等に 乗組、災 害派遣、 監視業務 等海上防

衛に従事、現在はホテル勤務。防衛功 労で受章されました。

瑞宝単光章

沼田 宮子さん



元町職員。 町職員とし て初めて女 性課長に就 任。国勢調 査員として

五〇年間連続、十一回従事。国勢調査 功労で受章されました。

平成十七年国勢調査集計結果

(要計表による人口)

昨年十月一日付けで実施しました国勢調査について町では、前回調査よりも八一二世帯・一、一一九人の増加となりました。

●神奈川県及び葉山町の世帯と人口 (人)

	世帯数 世帯	人口		一世帯 当たり 人数	性比 (女100人 につき男)	
		総数	男			女
神奈川県	3,590,241	8,790,900	4,443,955	4,346,945	2.45	102.2
葉山町	11,824	31,532	14,919	16,613	2.67	89.8

●字別世帯数及び人口 (人)

	世帯数 世帯	人口総数	男	女
木古庭	614(-8)	1,708(-104)	826(-64)	882(-40)
上山口	743(+2)	2,094(-112)	1,001(-72)	1,093(-40)
下山口	981(+55)	2,592(+25)	1,261(+35)	1,331(-10)
一色	3,181(+266)	8,485(+493)	3,968(+211)	4,517(+282)
堀内	3,162(+427)	8,286(+883)	3,917(+463)	4,369(+420)
長柄	3,143(+70)	8,367(-66)	3,946(-95)	4,421(+29)
合計	11,824(+812)	31,532(+1119)	14,919(+478)	16,613(+641)

()内は前回調査(平成12年)との比較増減

危険物安全週間

六月四日(日)から十日(土)まで

「自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ」

危険物関係事業所に対して保安の確 保を呼びかけるとともに、広く町民の 方々に対して危険物に対する理解を深 めていただくよう毎年六月の第二週を 「危険物安全週間」としています。

危険物の事故事例

「あつ！服に火が」

キャンプ用コンロにホワイトガソリ ンを補給してから、ライターで点火し ようとしたところ、補給する際にこぼ れたホワイトガソリンが蒸発し、その 蒸気にライターの火が引火した。

(解説)

揮発性の高い危険物は、こぼれても すぐに蒸発してしまうため、こぼれた ことに気づかず、危険物の蒸気が滞留 している場所で火気を使用する可能性 があります。

ガソリンや灯油などを使用するとき は、換気のある場所で行いましょう。

また、着火剤(ゼリー状の着火剤) では、つぎたしや気化による引火・爆 発事故が報告されています。使用方法 をよく読み、安全管理に努めるようお 願います。

その他、スプレー製品など普段にな げなく使用しているものの中にも危険 物が存在しています。

「正しい取扱いと保管方法」、「危険 特性」の再確認をしておきましょう。

問合せ 消防本部

☎八七六一〇一一九 内線三三三

家庭内の危険物の 事故を防ぐポイント

① 保管のポイント

● 子供の手の届かないところ に置く

● 高温になる場所には置か ない

● フタは確実に閉める

● 取り扱いのポイント

● 火を止めてから給油する

● 定期的に換気する

● 使用中は火気厳禁



平成18年度 地方税法等改正

あなたの住民税額が変わります

お知らせ

地方税法が改正されました。今まで個人住民税額が非課税だった人でも課税になったり、今までより増額になったりする人がいます。65歳以上の年金受給者の人は該当するのでご注意ください。

1 定率減税の段階的廃止

年齢等に関係なく、定率減税が今年度はこれまでの半分に、来年度は廃止になります。

	定率減税の内容
平成17年度まで	個人住民税所得割額の15%相当額 (上限4万円)
平成18年度	個人住民税所得割額の7.5%相当額 (上限2万円)
平成19年度から	定率減税はなくなります

2 二人とも所得のある夫婦の妻 均等割全額課税

昨年度に均等割額で2,000円が課税された妻は、今年度から全額の4,000円が課税されます。

	課税所得があり、町内在住で夫と同一生計の妻の均等割の内容
平成16年度まで	0円
平成17年度	2,000円 (町民税1,500円+県民税500円)
平成18年度から	4,000円 (町民税3,000円+県民税1,000円)

3 65歳以上の公的年金等控除額の縮減

今年度から、公的年金収入額から引ける公的年金等控除額

が小さくなったため、所得額が大きくなります。従って、雑所得へ換算する際に用いる計算式が、下図内の「65歳以上の人の雑所得の速算表」ように変わります。

65歳未満の人の公的年金等控除額については変わりありません。

4 老年者控除が廃止

今年度から、65歳以上で合計所得が1千万円以下の人に適用されていた「老年者控除」48万円(所得税では50万円)がなくなります。

5 65歳以上で合計所得額125万円以下の人 非課税措置の段階的廃止

65歳以上の人で合計所得額が125万円以下であれば非課税になるという措置が、廃止になります。この措置によって非課税だった人(昭和15年1月2日以前生まれの人)は、今後3年間で段階的に税額が増えていきます。

	老年者非課税措置の内容	
	均等割額	所得割額
平成17年度まで	0円	0円
平成18年度	1,300円 (町民税1,000円+県民税300円)	3分の1相当額
平成19年度	2,600円 (町民税2,000円+県民税600円)	3分の2相当額
平成20年度から	4,000円(全額) (町民税3,000円+県民税1,000円)	全額課税

問合せ 税務課 ☎251~253

公的年金の収入のみの場合の課税の計算方法▼

公的年金等収入

